

第29回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和元年11月21日(金)午前10時00分～

2. 開催場所 区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (12名)

会長	11番	岩楯 重治			
会長職務代理	12番	眞利子 隆			
委員	1番	松丸 直義	2番	村山 雅美	
	3番	関口 賢一	4番	大場 幸一	
	5番	山寄 一男	7番	田嶋 正剛	
	8番	芦田 正之	9番	田島 勝	
	10番	橋本 智明	13番	石川 善一	

4. 欠席委員 (1名)

6番 佐久間 梅吉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 関山 健二
主査 酒井 俊之
主事 宮代 祐輔

農産係長 出口 耕太郎
主任 中倉 由美子

7. 会議の概要

議 長

それでは、ただ今より第29回江戸川区農業委員会を開会します。

日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。村山委員さんと関口委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により書類を受理しましたので、報告します。件数は1件です。転用場所・内容については、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長

報告第1号について、質問等ございませんか。

岩楯会長

報告第1号の1について、贈与による専決と記載がありますが、大きい土地だと膨大な贈与税がかかることになるのではないですか。

事務局

報告書には贈与専決と記載しておりますが、実際は家族信託による所有権の移転と伺っています。

岩楯会長

分かりました。

議 長

その他に質問ご異議ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

質問・意見等がないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

次に、議案第1号の審議をお願いいたします。

事務局

議案第1号租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて) についてご審議願います。概要及び経過を説明いたします。議案第1号の1の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり5筆、生産緑地指定箇所としては3箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年3月3日～平成31年3月2日です。続いて議案第1号の2の土地の所在地番です。議案書記載のとおり12筆、生産緑地指定箇所としては6箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年3月1日～平成31年2月28日です。続いて議案第1号の3の土地の所在地番です。議案書記載のとおり7筆、生産緑地指定箇所としては3箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年3月10日～平成31年3月9日です。続いて議案第1号の4の土地の所

在地番です。議案書記載のとおり2筆、生産緑地指定箇所としては2箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年5月17日～令和元年5月16日と平成28年6月8日～令和元年6月7日です。続いて議案第1号の5の土地の所在地番です。議案書記載のとおり2筆、生産緑地指定箇所としては2箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年7月22日～令和元年7月21日です。続いて議案第1号の6の土地の所在地番です。議案書記載のとおり15筆、生産緑地指定箇所としては7箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年4月17日～平成31年4月16日です。以上でございます。

議 長 議案第1号の1から3について、田島委員が確認を取ってございますので報告をお願いいたします。

田島委員 始めに議案第1号の1について報告いたします。11月8日に事務局の酒井主査、宮代さんと●●さんの現地確認を行いました。畑は3箇所あり、自宅裏の農地は梅の木を多く栽培されていました。また、自宅より南にある畑ではビニールハウス1棟と露地で野菜や花、鉢物を栽培されていました。栽培された作物は区内のイベントなどがある際に提供しているとのことでした。もう1箇所の畑について、現在は作物の栽培をしていませんでしたが、除草はされており、いつでも耕作可能な状態でした。

続いて議案第1号の2について報告いたします。同じく11月8日に事務局の酒井主査、宮代さんと●●さんの現地確認を行いました。●●さんの畑は6箇所あり、ほとんどがビニールハウスで主に小松菜や春菊を豊洲市場に出荷されているとのことでした。自宅の隣にある露地の畑では葉物野菜が栽培されており、どの畑もきれいに耕作されていました。

続いて、議案第1号の3について報告いたします。11月11日に事務局の酒井主査、中倉さんと●●さんの現地確認を行いました。畑は3箇所あり、鹿骨一丁目の畑はパイプハウスの中で小松菜を栽培されていました。自宅裏の畑ではビニールハウスでトマトの栽培をされていました。もう1箇所の畑ではビニールハウスが3棟と露地になっており、ビニールハウスでは小松菜、露地では大根、カブが栽培されていました。どの畑も良好に耕作されておりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて議案第1号の4及び5について、山寄委員が確認を取ってございますので報告をお願いいたします。

山寄委員 始めに議案第1号の4について報告いたします。11月11日に、事務局の酒井主査、中倉さんと●●さんの現地確認を行いました。●●さんの畑は2箇所あり、1箇所は鉄骨ハウスで暮れに出荷する小松菜を栽培されていました。栽培された小松菜は葛西市場に出荷されているそうです。自宅裏の畑ではパイプハウスが2棟建っていますが、そのうちの1棟は台風の影響でビニールが切れてしまい修理を依頼している状況とのことでした。その影響からか作付けはされていませんでしたが、いつでも耕作

可能な形で除草をされている状態でした。

続いて議案第1号の5について報告いたします。同じく11月11日に事務局の酒井主査、中倉さんと●●さんの現地確認を行いました。畑は2箇所あり、自宅前の畑は鉄骨ハウス内で小松菜を栽培されていました。もう1箇所の畑も鉄骨ハウスであり、小松菜がきれいに栽培されていました。栽培された小松菜は新宿青果に出荷されているそうです。どちらの畑もきれいに管理されておりましたのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

続いて議案第1号の6について、石川委員が確認を取ってございますので報告をお願いいたします。

石川委員

議案第1号の6について報告いたします。11月11日に事務局の酒井主査、中倉さんと●●さんの現地確認を行いました。●●さんの畑は7箇所あり、畑全体の3分の1は小松菜が露地で栽培されており、残りの3分の2がトラクターできれいに耕運されていました。農地としてきちんと管理されておりましたのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

地区担当委員さん及び事務局の証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問ご異議ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長

以上をもって、議事を終了いたします。